

財務省告示第百三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年三月二十日に発行した割引短期国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券（第四百十九回）
- 二 発行の根拠
国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
- 三 法律及びその項
社会債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

十 一 発 行 価 格 日	十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額					
				行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	イ 払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場
平 成 十 九 年 三 月 二 十 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円	円	八 百 十 億 八 千 二 百 十 四 万 五 百	一 兆 三 千 五 十 六 億 八 千 八 百 五	円	額 面 金 額 で 八 百 五 十 六 億 五 千 万	二 千 万 円 で 一 兆 三 千 百 四 十 三 億	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 申 込		

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発競争	価格競争	
平成十九年三月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十年三月二十一日	十三銭七厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三				十三銭七厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三